

公示 第 172 号
令和元年 5 月 7 日

公 示

次のとおり、公募します。

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 小林 淳

1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 67 条第 1 項の健康管理手帳又は船員健康管理手帳制度における船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で 2 (1)～(11) に掲げるいずれかの事業に係る健康診断(複数の事業に公募することは可。)
- (2) 事業の趣旨
がんその他の重篤の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

次の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) クロム酸等業務関係
- (4) 砒素業務関係
- (5) コールタール業務関係
- (6) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係
- (7) ベリリウム業務関係
- (8) ベンゾトリクロリド業務関係
- (9) 塩化ビニル業務関係
- (10) 石綿業務関係
- (11) 1、2-ジクロロプロパン業務関係

3 委託事業の実施期間

委託契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納がないこと。）。
- (5) 過去1年間において東京労働局と締結した契約に違反した者又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

5 特殊な技術等の条件

東京都内に所在する医療機関で次の選定基準等を満たしていること。

また、必要に応じて、次の(1)から(4)までの条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

なお、別途、東京労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。

なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましいこと。

- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、設備（遠心機、顕微鏡、標本染色用器具、細菌培養装置、原子吸光分光光度計、血球数計算盤及び自動血球計数機に限る。）については、他の一の衛生検査所等との業務委託契約によりこれを使用できる場合であって、当該業務委託契約において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

また、次のウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びコの「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」（以下「気管支ファイバースコープ等」という。）については、当局管内に1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関（東京労働局長が健康診断実施業務を委託する医療機関をいう。以下同じ。）を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備したときは、この限りでない。なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えばイの（ア）のエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

ア ベンジジン等業務関係

- (ア) 遠心機及び顕微鏡
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 膀胱鏡
- (エ) エックス線直接撮影装置

イ 粉じん業務関係

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- (ウ) 動脈血ガス分析装置
- (エ) 顕微鏡及び細菌培養装置
- (オ) 標本染色用器具

ウ クロム酸等業務関係

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

エ 砒素業務関係

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (エ) 原子吸光分光光度計

オ コールタール業務関係

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

カ ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

キ ベリリウム業務関係

- (ア) 遠心機
- (イ) ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計(スパイロメーター等)、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
- (ウ) エックス線直接撮影装置
- (エ) 心電計
- (オ) 原子吸光分光光度計
- (カ) パッチテスト用具一式

ク ベンゾトリクロリド業務関係

- (ア) 遠心機及び顕微鏡
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (エ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (オ) 血球数計算盤又は自動血球計数器

ケ 塩化ビニル業務関係

- (ア) 顕微鏡
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (エ) 光電分光光度計
- (オ) シンチグラフィ撮影装置一式
- (カ) 血管造影器具

コ 石綿業務関係

- (ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ) 標本染色用器具
- (ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

サ 1、2-ジクロロプロパン業務関係

- (ア) 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

- (4) 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

6 応募(意思表示)

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

- (1) 期限 令和元年 11 月 29 日 (金) (必着)
- (2) 応募先 東京労働局労働基準部健康課 担当 長田
- (3) 応募方法 応募先へ「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙 1)、労働保険料申告書等並びに納付書の写し及び「暴力団排除の推進に基づく誓約書」(別紙 2)を提出し選定基準等の確認を受ける。
提出は、持参又は郵送(書留)

7 契約

- (1) 委託契約の締結
委託契約は、東京労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。
ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結ができないこと。
- (2) 委託費の支払
委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月の 15 日までに指定の様式で健康診断に要した費用の請求を行い、東京労働局が審査確定した費用を支払う精算払となる。健康診断費の単価等については別途定めること。

8 再委託の制限

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第 2 条

第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を東京労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと

9 その他

- (1) 委託手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
ア 提出された書類は返却しない。
イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
ウ 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (4) 本公示に示した参加資格を満たさない者の意思表示等は無効とする。また、前記6(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の意思表示を無効とする。

【本件担当 連絡先】

住 所：〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

担 当：東京労働局労働基準部健康課 担当 長田

電 話：03-3512-1616

FAX：03-3512-1560

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 小林 淳 殿

所在地
名 称
代表者名

印

健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る
公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当〇〇は、貴局が公募する健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に係
る健康診断のうち、〇〇〇業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募した
いので、その旨を表示します。

なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当団体は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当団体は、労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納はありません。
- 5 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免
許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存
在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）及び労働保険料申告書等を
添付します。

(担当者)

氏 名

T E L

F A X

暴力団排除の推進に基づく誓約書

「健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業」に係る応募に当たり、以下の内容を誓約します。

当方は下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局から当方の役員（個人である場合はその者）の個人情報について照会があった場合には速やかに回答し、貴局がその個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

所在地

名 称

代表者

印